

公益財団法人品川区国際友好協会補助金交付要綱

制定 昭和60年6月11日区長決定

要綱第285号

改正 昭和61年4月25日要綱第21号

改正 平成4年6月5日要綱第50号

改正 平成11年2月1日要綱第4号

改正 平成21年3月31日要綱第112号

改正 平成24年3月29日要綱第61号

公益財団法人品川区国際友好協会が多様な国際交流の推進と外国人に開かれた地域社会づくりを進めていくために実施する事業に対する補助金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第1条 公益財団法人品川区国際友好協会補助金(以下「補助金」という。)は、公益財団法人品川区国際友好協会(以下「補助事業者」という。)が多様な国際交流の推進と外国人に開かれた地域社会づくりを通じて、暮らしが息づく国際都市品川の発展に寄与し、もって世界平和の維持に貢献することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、補助事業者が次に掲げる事業を行うために要する経費のうち、区長が必要かつ適当と認めたものとする。

- (1) 品川区が姉妹都市及び友好都市提携を結んだ外国都市との親善の推進
- (2) 外国都市及び市民との産業振興、文化、スポーツ、教育等の交流
- (3) 国際相互理解を深める地域と区内在住外国人との交流
- (4) 国際事情及び生活文化の紹介等国際交流に関する啓発・情報提供
- (5) 国際交流に関する広報及び調査
- (6) その他補助事業者の公益目的を達成するために必要な事業

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、前条に掲げる事業のうち区長が必要かつ適当と認めた補助対象事業に要する経費の一部とし、予算の範囲内で交付する。

(交付予定額の通知)

第4条 年度当初において、区長は、補助事業者に対し別記第1号様式により補助金の交付予定額を通知する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、前条に規定する交付予定額の通知を受けたときは、別に定める期限までに別記第2号様式による補助金交付申請書を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、これを審査し、交付するものと決定したときは、補助金交付決定書を補助事業者に送付するものとする。

(申請の撤回)

第7条 補助事業者は、前条の交付決定の内容または条件に異議があるときは、補助金の交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。ただし、その期間内に申請の撤回をしないときは、この決定に異議がないものとする。

(請求書の提出)

第8条 補助事業者は、第6条に規定する補助金の交付決定通知を受けたときは、区長が別に定める期限までに別記第3号様式による請求書を区長に提出しなければならない。

(交付決定通知の取消し等)

第9条 区長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者がその後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。

(変更の承認)

第10条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に区長の承認を得なければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容に変更を加えようとするとき。
- (3) 補助対象事業の全部または一部を中止もしくは廃止しようとするとき。

(事故報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合またはその遂行が困難となった場合は、すみやかに報告し、指示を受けるものとする。

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、事業の適正円滑な執行を図るためその遂行の状況に関し区長から報告を求められた場合は、これに応じなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第13条 区長は、補助事業者が提出する報告もしくは地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助対象事業に適合するよう処置をとるべきことを命ずる。

2 前項の命令に違反したときは、当該補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告書の提出)

第14条 補助事業者は、補助対象事業終了後または会計年度終了後、すみやかに別記第4号様式により補助対象事業の事業実績報告書および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 交付すべき補助金の額は、前条の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれらに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し通知する。

(是正のための措置)

第16条 前条の調査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれらに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

2 第14条の実績報告は、前項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(検査等)

第17条 区長が補助職員をして、補助対象事業の遂行状況および経理について検査をさせた場合または報告を求めた場合は、補助事業者はこれに応じなければならない。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金の収入、支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかななければならない。

(決定の取消し)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことがある。

- (1) いつわりその他不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 第10条の変更の承認によるとき。

(補助金の返還)

第20条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その事業の取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 区長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約金)

第21条 補助金の交付の全部または一部を取り消し、その返還を命じたとき(第19条第4号に該当し補助金の返還を命じたときを除く。)は、補助事業者は、当該補助金を受領した日から返還した日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95%の割合で計算した違約金を納付しなければならない。

付 則

1 この要綱は、昭和61年3月21日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成4年3月21日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成11年2月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年3月31日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。